

四日市市告示第 97 号

令和 3 年 2 月 19 日付四日市市告示第 50 号の告示につき、下表のとおり修正する旨公告する。

令和 5 年 3 月 17 日

四日市市長 森 智 広

修正後	修正前
<p>1 目的</p> <p>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）<u>第 6 条第 3 項</u>の規定により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施し、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。</p> <p>2 実施期間</p> <p>令和 3 年 2 月 19 日から<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>まで。</p> <p>(省略)</p>	<p>1 目的</p> <p>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項及び附則第 7 条第 2 項の規定により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施し、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。</p> <p>2 実施期間</p> <p>令和 3 年 2 月 19 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。</p> <p>(省略)</p>

(政策推進部 新型コロナウイルス感染症対策室)